

知事指示事項

令和3年5月10日

- 1 7日に発出した「三重県まん延防止等重点措置」のうち、飲食店以外の施設に対する営業時間短縮要請については、国からの通知にあわせ何点か変更があったことから、該当する施設に対しては、漏れのないよう確実に周知するとともに、既に時間短縮要請に協力いただいていた施設については丁寧に対応すること。
- 2 医療提供体制の強化として、受入れ病床を新たに確保し、介護老人保健施設での受入体制を整備するとともに、宿泊療養施設の増強を行ったところである。さらなる病床確保や地域単位での後方支援病院の確保に向けて、医療機関等との連携を密にし、早期に調整を図ること。
また、新たな宿泊療養施設についても、5月中に運用開始できるよう着実に進めること。
- 3 ワクチンの高齢者向け接種について、7月末までの完了をめざし、接種を速やかに進めるため、市町や関係団体等と緊密に連携し、接種に協力していただける医療従事者の確保や県が関与する形での接種体制整備等の追加的な対策について、あらゆる視点から速やかに検討すること。
- 4 集団感染が生じた場合にリスクが高い高齢者施設、障がい者施設への社会的検査を早期に集中的に実施すること。
- 5 変異株に的確に対応するため、引き続き、陽性を確認した検体すべてについて変異株のスクリーニング検査を着実に実施すること。
- 6 「三重県まん延防止等重点措置」の影響を受ける事業者の皆様への支援策については、周知不足により支援を受けられなかったということのないよう、市町、商工団体、業界団体や金融機関など関係部局の持つあらゆるネットワークを活用して、国の支援策も含めて速やかに周知するとともに、事業者からの相談には丁寧に対応すること。
- 7 全国的な緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の延長、この度の「三重県まん延防止等重点措置」によって、県内の事業者はさらに売上の減少など厳しい経営状況に置かれている。このような中、経営課題の解決や業態転換に伴う事業継続などに取り組む事業者に対しては、丁寧に寄り添い、事業者の取組段階に応じた効果的かつきめ細かな支援を実施すること。
- 8 経済活動の回復に向けては、感染状況が落ち着いて以降、早期に着手することが大切であることから、遅れることのないよう事前に準備を進めておくこと。
- 9 感染された方やその家族、医療従事者などが、不当な差別や偏見、いじめを受けることは決してあってはならない。引き続きあらゆる機会を活用し、呼びかけるとともに相談対応に取り組むこと。また、シトラスリボンプロジェクトの趣旨に多くの県民の皆様賛同いただき、取組の輪が広がるよう啓発に努めること。